

特定最低賃金（産業別）の日本標準産業分類表

百貨店，総合スーパー	
適用する使用者 島根県の区域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者	
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）	
I56	各種商品小売業
I560	管理，補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）
I5600	主として管理事務を行う本社等
I5608	自家用倉庫
I5609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
I561	百貨店，総合スーパー
I5611	百貨店，総合スーパー
I569	その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（島根県最低賃金適用）
L7282	純粋持株会社

適用除外労働者

- 1 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 2 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者